

府中市時短営業等関連事業者支援給付金事業 要項

- ◇目的 新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛による影響を受け、売上が減少した卸売業などの関連企業に対し給付金を支給し、事業継続を後押しすることを目的とする。
- ◇申請期間 令和3年3月22日(月)～令和3年6月30日(水)まで(郵送は期間内必着)
- ◇給付内容 一律定額 法人 10万円 個人事業主 5万円
※一度給付を受けた方は、再度給付申請することは出来ません
- ◇給付日 申請受付から2～3週間程度
※内容に不備が無い場合、給付決定通知を発送し指定口座に振込致します。
また、通知の到着前に振込が行われる場合もあることをご了承ください。
- ◇給付要件
- ・ 国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の満額受給者であること
(法人60万円、個人事業主30万円)
 - ・ 府中市内で事業を行う法人・個人事業主であること
 - ・ 法人においては履歴事項全部証明書に府中市内の事業所が記載されていること、または営業所が府中市内にあること
 - ・ 個人事業主においては府中市の住所で確定申告を行っていること、または営業所が府中市内にあること
 - ・ 中小企業・小規模事業者であること(※国の一時支援金とは要件が異なります。ご注意ください)
 ※要件上の中小企業の定義(中小企業基本法より)
 製造・建設業その他 : 資本金3億円以下または従業員300人以下
 卸売業 : 資本金1億円以下または従業員100人以下
 小売業 : 資本金5,000万円以下または従業員50人以下
 サービス業 : 資本金5,000万円以下または従業員100人以下
 - ・ 暴力団等反社会的勢力に属していないもの、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないもの
 - ・ 令和3年1月1日以降、継続して府中市内に事業所または住所(個人事業主)を有していること
 - ・ 受給後も事業を継続する意思があること
- ◇不正受給時の対応
提出された証拠書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。
調査の結果によって不正受給と判断された場合、給付金の取り消し、返還請求等を行います。
また、警察や行政への調査協力の為、申請内容を提供する場合があります。
- ◇申請方法 基本は必要申請書類を会議所に郵送、直接窓口提出も可
- ◇申請書入手方法 ①会議所HP たまごネットからダウンロード
②会議所にて配布
③府中市役所4階 生活環境部産業振興課にて配布
- ◇郵送先 〒183-0006 府中市緑町3-5-2
むさし府中商工会議所 「府中市時短営業等関連事業者支援給付金係」宛

裏面に続く

◇申請書類 下記①～④（または①～⑤）全ての書類を提出してください。

- ①「府中市時短営業等関連事業者支援給付金」申請書
- ②国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」決定通知書の写し
- ③当給付金振込先の通帳見開き1枚目の写し（口座名カナ、口座番号等が読み取れること。電子通帳の場合は口座情報が記載されている部分の画面を印刷）

法人の場合

- ④履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し（発行後3ヶ月以内のもの）
- ⑤登記していない営業所として市内で事業を行っている場合、市内住所と法人名が記載された営業許可証など公的機関の発行した書類または市内営業所の賃貸契約書の写し（法人名義で契約しているものに限る）

個人事業主の場合

- ④令和2年の確定申告書 第一表の写し
（税務署受領印があること。電子申告の場合はメール詳細を別途添付すること）
- ⑤納税地が市外で営業所は市内にある場合、営業許可証など公的機関の発行した書類の写し
（市内住所及び事業所名または代表者名の記載があること）
※実態確認が出来ない場合、調査のため訪問する場合があります。